

社会福祉法人 遠州仏教積善会

役員等報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠州仏教積善会（以下「法人」という。）定款第8条および定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び実費弁償（以下「報酬等」とする）に関し、必要な事項を定める。

(役員等報酬の総額)

第2条 役員等の報酬について、各年度の総額は、以下の金額を上限とする。

- (1) 理事 1, 000, 000円
- (2) 監事 200, 000円
- (3) 評議員 300, 000円

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等は、職務に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、別表1に定める報酬等を支給する。
- (2) 会長以外の役員等については、別表2に定める報酬等を支給する。
2. 役員等の賞与及び退職手当については、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。
3. 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法と控除)

第5条 報酬等は、当月分を翌月10日に支給し、当日が土曜、日曜、祝日の場合は、前日の金融機関営業日とする。

2. 報酬等は、本人の希望する本人名義銀行口座への振込みとする。
3. 別表1及び別表2の報酬等の額は、源泉所得税徴収後の金額とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。

2. 旅費は、交通費（航空、鉄道、船、車各運賃）、宿泊料及び日当とする。
3. 旅費は、その都度現金にて支払う。

(会長の報酬等の日割り計算)

第7条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 会長が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
3. 会長の、月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月ま

(役員等報酬及び役員等の費用弁償に関する規程)

での報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 付則
1. この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
 2. 平成29年 6月27日 一部改正
 3. 平成30年 6月27日 一部改正

別表1 (会長の報酬)

業務内容	報酬 (月額)	実費弁償費 (通勤手当相当)
法人業務及び事業運営業務	20,000円	2,000円

別表2 (会長以外の役員等の報酬)

業務内容	報酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事会・評議員会等の会議への出席	5,000円	1,000円
監事監査等への出席	5,000円	1,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	1,000円

別表3 (出張旅費)

役職	交通費 (役員等の居住地から計算する)	宿泊料 (以下の金額を上限とする実費)	日当
会長	実費	16,000円	5,000円
会長以外の役員等	実費	16,000円	3,000円